

赤穂市福浦地区に計画中
管理型の産業廃棄物最終処分場の説明会

次 第

令和7年8月22日（金）19:00
赤穂化成ハーモニーホール 小ホール

開会

挨拶

事業計画説明

質疑応答

閉会

【関係条例】

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例

（事業計画の周知）

第10条 事業者は、周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画について周知を図らなければならない

【意見書をお受けします】

ご意見がおありの場合は、**備えつけの用紙**に記載のうえ、
令和7年9月30日（火）までに、

① **兵庫県西播磨県民局 環境課**

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 ☎ 0791-58-2137

及び

② **兵庫奥栄建設(株) 広陽工場（事業者）**

〒678-0257 赤穂市福浦字大谷 3815 ☎ 0791-43-0622

へご提出ください。

【事業計画書を縦覧しています】

縦覧場所 **兵庫奥栄建設(株) 広陽工場**

〒678-0257 赤穂市福浦字大谷 3815 ☎ 0791-43-0622

縦覧期間 令和7年8月13日（水）から

9月17日（水）まで

ただし日曜・祝日を除きます

縦覧時間 月曜日から金曜日の

毎日午前9時30分から午後4時30分まで

土曜日の

午前9時30分から正午まで

※ 事業計画に関してご意見がおありの場合、縦覧場所に備え付けの投函箱にお入れいただくか、後日、上記の兵庫県西播磨県民局環境課及び兵庫奥栄建設(株)広陽工場へ9月30日までにご提出ください。

赤穂市福浦地区に計画中
管理型の産業廃棄物最終処分場の説明会

次 第

令和7年8月23日（土）9:30
赤穂化成ハーモニーホール 小ホール

開会

挨拶

事業計画説明

質疑応答

閉会

【関係条例】

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例

第10条（事業計画の周知）

事業者は、周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画について周知を図らなければならない。

【意見書をお受けします】

ご意見がおありの場合は、**備えつけの用紙**に記載のうえ、
令和7年9月30日（火）までに、

① **兵庫県西播磨県民局 環境課**

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 ☎ 0791-58-2137

及び

② **兵庫奥栄建設(株) 広陽工場（事業者）**

〒678-0257 赤穂市福浦字大谷 3815 ☎ 0791-43-0622

へご提出ください。

【事業計画書を縦覧しています】

縦覧場所 **兵庫奥栄建設(株) 広陽工場**

〒678-0257 赤穂市福浦字大谷 3815 ☎ 0791-43-0622

縦覧期間 令和7年8月13日（水）から

9月17日（水）まで

ただし日曜・祝日を除きます

縦覧時間 月曜日から金曜日の

毎日午前9時30分から午後4時30分まで

土曜日の

午前9時30分から正午まで

※ 事業計画に関してご意見がおありの場合、縦覧場所に備え付けの投函箱にお入れいただくか、後日、上記の兵庫県西播磨県民局環境課及び兵庫奥栄建設(株)広陽工場へ9月30日までにご提出ください。